

大阪府条例第八十号

大阪府税外収入延滞金徴収条例の一部を改正する条例

大阪府税外収入延滞金徴収条例（平成二十二年大阪府条例第六十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 当分の間、第二条に規定する延滞金の年十 四・六パーセントの割合及び年七・三パーセン トの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の 延滞金特例基準割合（平均貸付割合）（租税特別 措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十 三条第二項に規定する平均貸付割合をいう。） に年一パーセントの割合を加算した割合をい う。以下この項において同じ。）が年七・三パ ーセントの割合に満たない場合には、その年中 においては、年十四・六パーセントの割合にあ つてはその年における延滞金特例基準割合に 年七・三パーセントの割合を加算した割合とし、 年七・三パーセントの割合にあっては当該 延滞金特例基準割合に年一パーセントの割合 を加算した割合（当該加算した割合が年七・三 パーセントの割合を超える場合には、年七・三 パーセントの割合）とする。</p>	<p>附則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 当分の間、第二条に規定する延滞金の年十 四・六パーセントの割合及び年七・三パーセン トの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の 特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法 （昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第 二項の規定により告示された割合に年一パー セントの割合を加算した割合をいう。以下この 項において同じ。）が年七・三パーセントの割 合に満たない場合には、その年（以下この項に おいて「特例基準割合適用年」という。）中に おいては、年十四・六パーセントの割合にあつ ては当該特例基準割合適用年における特例基 準割合に年七・三パーセントの割合を加算した 割合とし、年七・三パーセントの割合にあって は当該特例基準割合に年一パーセントの割合 を加算した割合（当該加算した割合が年七・三 パーセントの割合を超える場合には、年七・三 パーセントの割合）とする。</p>
4 (略)	4 (略)

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の大阪府税外収入延滞金徴収条例附則第三項の規定は、令和三年一月一日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。